

9 VOC（揮発性有機化合物）対策について

1 VOC（揮発性有機化合物）とは

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多くの物質が含まれます。

なお、VOCに該当する主な物質は39頁の表3のとおりです。

2 大気汚染防止法による排出規制等

VOCは浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。そのため、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18年4月1日から一定要件に該当する施設を設置する工場・事業場に対する排出規制が始まりました。

この改正大気汚染防止法では、法による規制と事業者の自主的取組とを適切に組み合わせて（ベストミックス）、効果的な排出抑制を図ることとなっています。

3 愛知県NO_x・PM要綱によるVOC対策

愛知県では「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱（NO_x・PM要綱）」を策定し、工場・事業場におけるVOCの自主的かつ計画的な排出抑制を推進しています。

そのため、特定化学物質以外のVOC（酢酸エチル、アルコール類など）についても、適正管理及び自主的な取り組みにより計画的な排出量の抑制を行っていただくことが望まれます。

4 VOC対策と特定化学物質等適正管理書

特定化学物質以外のVOCの取り扱いがある場合は、その物質についても適正管理方法や抑制計画等について検討し、特定化学物質等適正管理書を作成して提出してください。また、既に特定化学物質等適正管理書を届出されている事業者においても特定化学物質以外のVOCの取り扱いがある場合は、その内容を反映して変更の届出として提出してください。特定化学物質以外のVOCを含めた特定化学物質等適正管理書の作成例については20頁を参考にしてください。